

# 中山間地域農業直接支払事業中間年評価書

平成30年（2018年）3月

長野県農政部

## 目 次

I	はじめに	
1	事業の目的と内容	1
2	中間年評価の意義と根拠	2
3	第4期対策の実施状況	3
II	中間年評価の概要	
	評価の流れ	6
III	交付金交付の評価	
1	全体評価	8
2	集落協定に係る評価	8
(1)	集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況	9
(2)	農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況	9
ア	耕作放棄の防止等の活動の実施状況	9
イ	水路・農道等の管理活動の実施状況	10
ウ	多面的機能を増進する活動の実施状況	11
(3)	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	12
ア	農用地等保全体制整備	13
イ	地域の実情に即した農業生産活動の継続に向けた活動	14
(4)	加算措置の進捗状況	15
(5)	集落協定内での話し合いの状況	16
(6)	集落戦略への取組状況	16
(7)	総合評価	17
3	個別協定に係る評価	18
IV	制度の評価	
1	農業生産体制	19
2	所得形成	19
3	集落維持	20
4	行政取組等の評価	20
5	制度全体の総合的評価	21
V	今後の対応	
1	本事業の継続要望	22
2	課題への対応	22

# I はじめに

## 1 事業の目的と内容

中山間地域農業直接支払事業は、耕作放棄地の増加等により農業・農村の有する水源かんよう機能、洪水防止機能等の多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続されるよう農業生産条件の不利を補正するための支援として平成12年度に創設され第1期対策が始まった。

平成17年度からの第2期対策では、新たな対策として多面的機能の維持・増進を一層図るため、生産性の向上や集落営農化のための活動など、自律的かつ継続的な農業生産活動を促す仕組みに改善された。

平成22年度からの第3期対策では、第2期対策の基本的な枠組みを維持しつつ、協定集落の高齢化の進行等にも配慮したより取り組みやすい制度に改善された。

平成27年度からの第4期対策では、高齢化や人口減少が進行する状況を踏まえ、新たな人材の確保や集落間での連携した体制づくりを促すよう見直しされた。

## 事業の概要

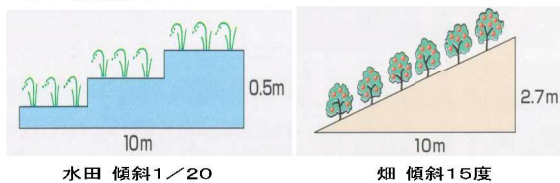
- + 対象となる地域  
 地域振興8法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域
- + 対象となる行為  
 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等
- + 対象者  
 上記対象行為を行う農業者等
- + 対象農用地の基準及び交付単価

次の基準を満たす、農振農用地区域内の1ha以上の面積を有する一団の農用地

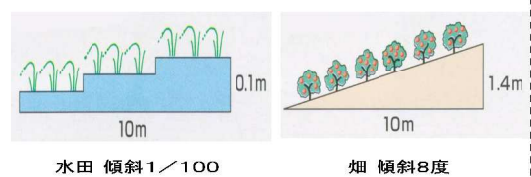
区 分	対象農用地の基準			交付単価	
	急傾斜	緩傾斜	その他	急傾斜	緩傾斜
田	1/20以上	1/100以上1/20未満 (急傾斜農用地と連担する農用地)	自然条件により小区画・不整形な田	21,000	8,000
畑	15度以上 (27/100以上)	8度以上15度未満 (14/100以上27/100未満) (急傾斜農用地と連担する農用地)	/	11,500	3,500
草地				10,500	3,000
採草放牧地				1,000	300

### 【傾斜イメージ】

#### ○急傾斜地



#### ○緩傾斜地



## 2 中間年評価の意義と根拠

中間年評価は、第2期対策から取り入れられた制度であり、国の中山間地域等直接支払交付金実施要領第13及び同実施要領の運用第17に基づき、集落・市町村・県・国の各段階において、集落協定等で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況について点検を行い、改善点及び課題を明確化し、次期対策に向けた検討に資することを目的とする。

### 【中山間地域等直接支払交付金実施要領】(抜粋)

#### 第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

### 【中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用】(抜粋)

#### 第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
  - (1) 中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。
  - (2) 最終評価は、平成31年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)、(4)、(5)及び(6)の措置を講ずるものとする。

### 【第9の1の(3)、(4)、(6)、(7)の内容】

区分	状 況	措 置
1の(3)	集落マスタープランに定めた取組が適切に実施されずかつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合	次年度以降交付停止
1の(4)	中間年評価の結果、集落協定にあっては「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が平成31年度までに実施されることが困難と判断した場合	交付金額に0.2を乗じた額を遡及返還
1の(5)	集落連携・機能維持加算について、集落協定に定められた目標が、平成31年度までに達成されなかった(見込めない場合を含む)場合	加算額を遡及返還
1の(6)	超急傾斜農地保全管理加算について、集落協定に定められた目標が、平成31年度までに達成されなかった(見込めない場合を含む)場合	

### 3 第4期対策の実施状況

#### (1) 実施市町村数

実施市町村数は、71市町村。残りの6町村については、対象農用地がないことや財政的理由により未実施である。

年 度	全市町村数	対 象 市町村数	促進計画策定 市町村数	交 付 市町村数
H27	77	74	73	71
H28	77	74	73	71
H29	77	74	73	71

(未実施市町村：川上村、軽井沢町、王滝村、山形村、朝日村、小布施町)

#### (2) 協定数

集落協定と個別協定を合計した協定数は、第4期対策初年度の平成27年度と比較すると15協定増加している。

(単位：協定数)

年 度	全協定			集落協定			個別協定		
		体制整 備単価	基礎 単価		体制整 備単価	基礎 単価		体制整 備単価	基礎 単価
H27	1,062	571	491	1,051	561	490	11	10	1
H28	1,074	579	495	1,063	569	494	11	10	1
H29	1,077	585	492	1,066	575	491	11	10	1

- ・集落協定：対象農用地において、農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
- ・個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定や農作業の受委託契約等に基づき締結する協定
- ・体制整備単価：最低限の農地管理活動に加え、機械・農作業の共同化等の農業生産活動等の体制整備に向けて取り組む場合の単価
- ・基礎単価：最低限の農地管理活動に取り組む場合の単価（交付単価は体制整備単価の8割）

#### (3) 交付面積

##### 交付面積の推移

交付面積は、平成27年度と比較し約176ha増加している。

(単位：ha)

年 度	耕地面積	対象農用地 面積	交付面積	うち	
				基礎単価	体制整備単価
H27	108,900	10,526	9,222	2,741	6,481
H28	108,000	11,601	9,301	2,756	6,546
H29	107,300	11,575	9,398	2,740	6,658

※耕地面積は「耕地面積調査（国公表）」より抜粋。

### 加算単価面積の推移

集落連携・機能維持加算は、平成27年度から変わらず、超急傾斜農地保全管理加算は、平成27年度と比較し約115ha増加している。

(単位：ha)

年 度	集落連携・機能維持加算		超急傾斜農地保全管理加算	
	協定数	面積(ha)	協定数	面積(ha)
H27	1	19	50	162
H28	1	19	54	187
H29	1	19	71	277

### 地目別・交付基準別面積の推移

地目別の交付面積は、平成27年度と比較すると、田は164ha、畑は12ha増加している。また、交付基準別の面積は、急傾斜が全体の86.2%を占めている。

(単位：ha)

年 度	田	畑	草 地	採草放牧地	合 計
H27	8,551	351	0	320	9,222
急傾斜	7,614	158	0	263	8,035
緩傾斜	937	193	0	57	1,187
H28	8,625	356	0	320	9,301
急傾斜	7,669	160	0	263	8,092
緩傾斜	956	196	0	57	1,209
H29	8,715	363	0	320	9,398
急傾斜	7,674	163	0	263	8,100
緩傾斜	1,041	200	0	57	1,298

## (5) 交付金額

### 交付金総額

交付金総額は、平成27年度と比較すると2,878万円増加している。交付金の約51.8%が共同取組活動に利用されている。

(単位：万円)

年 度	交付金総額	集落協定		個別協定
		うち個人配分	うち共同配分	
H27	160,619	74,859	85,342	418
H28	162,053	77,490	84,140	423
H29	163,497	78,567	84,507	423

※平成29年度の配分は見込み金額

## (6)協定の概要

### 集落協定の概要

平成29年度の1協定当たりの交付面積、交付金額は、それぞれ8.6ha、153万円となっており、27年度からほとんど変わらない。参加者1人当たりの交付金額も5.7万円でほとんど変わらない。

(単位：協定、人、ha、万円)

年 度	集落 協定数	参加 者数	交付面積	交付金額	1 協定当たり			参加者 1人当 たりの交付 金額
					参加 者数	交付 面積	交付 金額	
H27	1,051	27,775	8,957	160,201	26.4	8.5	152	5.8
H28	1,063	27,953	9,029	161,629	26.3	8.5	152	5.8
H29	1,066	28,373	9,126	163,074	26.6	8.6	153	5.7

※平成29年度の参加者数は見込み人数

### 1市町村当たりの概要

1市町村当たりの協定数は平成27年度から変わらず、交付面積、交付金額は、それぞれ2ha、41万円の増加となっている。

(単位：協定、ha、万円)

年度	市町 村数	協定数	交付面積	交付金額	1市町村当たり		
					協定数	交付面積	交付金額
H27	71	1,062	9,222	160,619	15	130	2,262
H28	71	1,074	9,301	162,053	15	131	2,282
H29	71	1,077	9,398	163,497	15	132	2,303

## Ⅱ 中間年評価の概要

### 1 評価の流れ

#### (1) 自己評価

集落段階においては、中間年評価時（平成29年度）までの実施状況及び第4期対策最終年度（平成31年度）の目標の実施見込みについて取組ごとに自己評価（◎○△×）を行い、自己評価票を市町村へ提出する。（1, 077協定が対象）

#### 自己評価の狙い

- 自己点検により、現在の取組状況を整理し、集落マスタープランに定める集落の目指す将来像や第3期対策で立てた目標の達成状況を把握する。
- 上記を踏まえ、協定集落における現状及び改善点を明確にし、自分たちの集落が今後何をすべきかを再度話し合う機会とする。

#### (2) 市町村評価

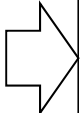
上記自己評価票の提出を受け市町村段階では、協定集落等に対し直接指導・助言を行う立場から、取組毎の評価（◎○△×）及び集落等の総合評価（優・良・可・不可）を行う。その上で管内の評価結果等を踏まえ市町村中間年評価書を作成し県へ提出する。（71市町村が対象）

#### 市町村評価の狙い

- 課題のある協定集落を明確にし指導・助言を行うとともに、市町村下における制度の成果と課題を明確化する。
- また、協定集落の取組状況を通じ市町村自身の今までの指導方針等を再度見つめ直す機会とする。

#### ※市町村評価の手順

① 取組毎の評価			評価 取組毎に ◎・○・△・× で評価
取り組むべき事項	主な内容		
集落マスタープランの実践状況	5年間の具体的活動計画の実践		
農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況	耕作放棄の防止等の活動		
	水路・農道等の管理活動 多面的機能を増進する活動		
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	農用地等保全マップの作成・実践		
	A、B、C要件		
加算措置の進捗状況	集落連携・機能維持、小規模・高齢化集落支援、超急傾斜農地保全管理		



② 総合評価

各取組の評価結果を踏まえ  
加点法により  
総合評価  
(優・良・可・不可)



### (3) 県評価

県段階では、市町村中間年評価書を踏まえ、広域的な観点から県中間年評価書を作成し国へ提出する。

※71市町村及び1,077協定が対象

#### 県評価の狙い

- ✚ 集落等の評価結果を踏まえ、課題のある市町村を明確にし、指導・助言を行う。
- ✚ 県下における事業の成果と課題の明確化をする。

### Ⅲ 交付金交付の評価

交付金交付の評価は、集落協定等で定めた事項について、集落等が平成29年度までの実施状況と平成31年度目標の実施見込みの自己評価を行い、市町村が客観的に評価したものを踏まえ、県において評価する。

#### 1 全体評価

集落協定の95.2%が「優」又は「良」の評価で、個別協定では45.5%が「良」の評価で、取組が着実に実施されている。「可」の協定では、市町村の指導・助言により31年度までには目標の達成が見込まれるが、1協定については達成が困難となり、全額遡及返還となった。

##### 【集落協定の全体評価】

集落協定	優	良	可	不可
1,066	537 (50.4%)	478 (44.8%)	50 (4.7%)	1 (0.1%)

##### 【個別協定の全体評価】

個別協定	優	良	可	不可
11	0 (0%)	5 (45.5%)	6 (54.5%)	0 (0%)

#### 2 集落協定に係る評価

平成29年度現在で集落協定を締結している1,066協定について活動項目別に評価を行った。

活動項目	区分	実施時期
集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	必須	毎年実施
農業生産活動等として取り組むべき事項 ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路・農道等の管理活動 ・多面的機能を増進する活動	必須	毎年実施
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 ・農用地等保全体制整備 ・A要件、B要件又はC要件	選択	平成31年度までに実施
加算措置 ・集落連携・機能維持加算 ・小規模・高齢化集落支援加算 ・超急傾斜農地保全管理加算	選択	平成31年度までに実施 毎年実施

注：小規模・高齢化集落支援加算は、中間年評価対象外

## (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

集落マスタープランは、集落の実情を踏まえ10～15年後の集落の目指すべき将来像を明確化し、それを実現するために協定締結期間（5年間）に実施する内容とその達成すべき目標を定めたものである。

### 【評価の結果】

98.3%の協定集落で目標の達成が見込まれており、そのうち6.6%では着実な実施（目標以上の達成）が見込まれる。

また、1.7%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

項目	計	◎	○	△	×
集落マスタープラン	1066	70 (6.6%)	978 (91.7%)	18 (1.7%)	0 (0%)

### 【要指導助言の内訳（複数回答）】

（対象：18集落協定）

区 分	協定数
話し合い活動の充実	15
非農家等多様な人材の参画推進	1
市町村・JA等との連携強化	4
地域外者等との連携強化	1
近隣集落等との連携強化	1
組織的な営農活動の導入	1
共同取組活動の充実	2
その他	1

## (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

農業生産活動等として取り組むべき事項とは、集落協定において保全する農地について、適切に維持・管理するために取り組む項目で、集落協定の全てが取組を実施している。

### ア 耕作放棄の防止等の活動の実施状況

耕作放棄の防止等の活動については、次の取組項目から1項目以上を選択し行うこととされている。協定集落によっては、積極的に複数の取組項目を選択していることもあるが、その他の協定集落については最低1項目の活動を実施する必要がある。

取組項目	協定数	取組項目	協定数
①賃借権設定・農作業の委託	477	⑧簡易な基盤整備	55
②既耕作放棄地の復旧	8	⑨担い手の確保	30
③既耕作放棄地の林地化	3	⑩地場農産物の加工・販売	6
④既耕作放棄地の保全管理	97	⑪土地改良事業	3
⑤農地の法面管理	846	⑫自然災害を受けている農用地の復旧	1
⑥柵、ネット等の設置	374	⑬地目変換	1
⑦限界的農地の林地化	1	⑭その他	8

### 【評価結果】

98. 7%の協定集落で活動計画に則した実施が見込まれており、そのうち131集落(12.3%)では着実な実施(目標以上の達成)が見込まれる。

また、1.2%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容である。

なお、1集落では実施困難となり全額遡及返還となった。

項目	計	◎	○	△	×
耕作放棄の 防止等の活動	1066	131 (12.3%)	921 (86.4%)	13 (1.2%)	1 (0.0%)

### 【指導・助言の内訳(複数回答)】

(対象:13集落協定)

区分	協定数
話し合い活動の充実	11
非農家等多様な人材の参画推進	1
地域外者等との連携強化	3
活動内容の再検討(活動項目)	2
組織的な営農活動の導入	1
共同取組活動の充実	6
その他	1

### イ 水路・農道等の管理活動の実施状況

水路、農道等の管理活動については、水路の清掃、草刈り、農道の簡易補修等の取組を行うこととされている。

取組項目	協定数
①水路の管理	1052
②農道の管理	1057
③その他の施設の管理	8

【評価結果】

99.6%の協定集落で活動計画に則した実施が見込まれており、そのうち226集落(21.2%)では着実な実施(目標以上の達成)が見込まれる。残りの0.4%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

項目	計	◎	○	△	×
水路・農道等の管理	1066	226 (21.2%)	836 (78.4%)	4 (0.4%)	0 (0%)

【指導・助言の内訳(複数回答)】 (対象:4集落協定)

区分	協定数
話し合い活動の充実	4
非農家等多様な人材の参画推進	1
共同取組活動の充実	1

ウ 多面的機能を増進する活動の実施状況

多面的機能を増進する活動については、次の取組項目から1項目以上を選択し行うこととされている。

取組項目	協定数	取組項目	協定数
①周辺林地の下草刈	515	⑨粗放的畜産	3
②土壌流亡に配慮した営農	10	⑩堆きゅう肥の施肥	98
③棚田オーナー制度	9	⑪拮抗作物の利用	0
④市民農園等の開設・運営	13	⑫合鴨・鯉の利用	3
⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	19	⑬輪作の徹底	4
⑥景観作物の作付け	528	⑭緑肥作物の作付け	11
⑦魚類・昆虫類の保護	48	⑮その他活動	26
⑧鳥類の餌場の確保	7		

【評価結果】

97.8%の協定集落で活動計画に則した実施が見込まれており、そのうち129集落(12.1%)では着実な実施(目標以上の達成)が見込まれる。

また、2.2%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

項目	計	◎	○	△	×
多面的機能を増進する活動	1066	129 (12.1%)	914 (85.7%)	23 (2.2%)	0 (0%)

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：23集落協定）

区 分	協定数
話し合い活動の充実	14
非農家等多様な人材の参画推進	5
地域外者等との連携強化	1
近隣集落等との連携強化	1
活動内容の再検討（活動項目）	5
共同取組活動の充実	5
その他	1

### (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況

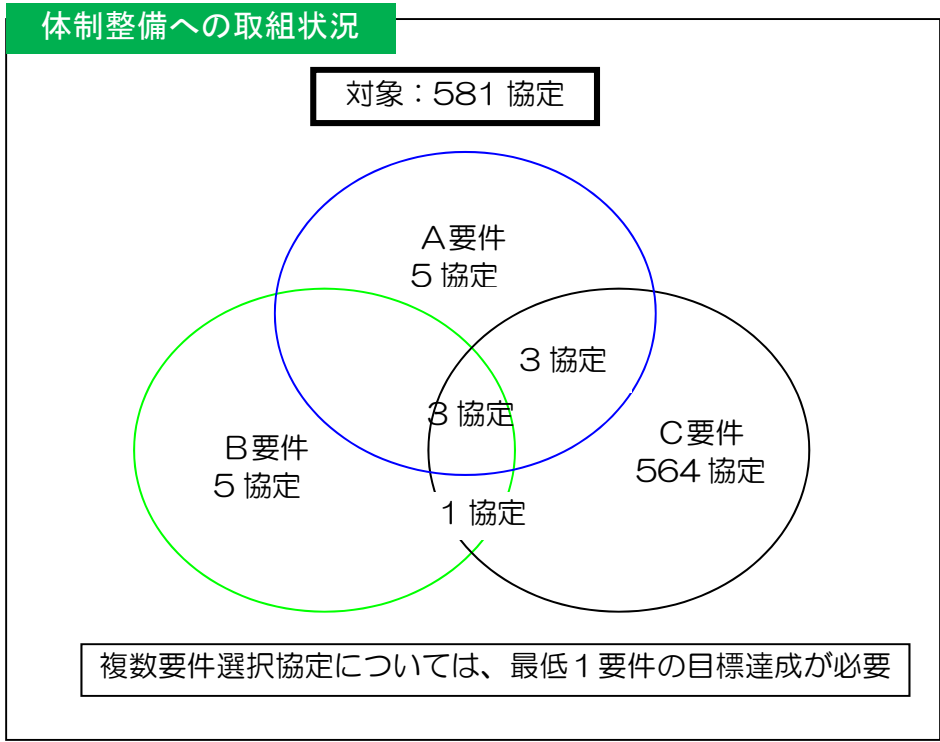
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、農用地等保全体制整備に加え、地域の実情に即し農業生産活動等の体制整備を図るためA～C要件を選択し達成する必要がある、県内581協定（54.5%）で実施している。

【農用地等保全体制整備（必須）】

取 組 項 目
① 農地法面、水路・農道等補修・改良
② 既耕作放棄地復旧又は林地化
③ 農作業の共同化又は受委託等
④ 自己施工の箇所、整備内容、受益農地
⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地
⑥ その他将来に向けた適正な農用地保全に必要な事項

【A～C要件（1つ選択）】

A要件又はB要件又はC要件から1つ以上選択	A要件	①-1 機械・農作業の共同化（ア） ①-2 機械・農作業の共同化（イ） ② 高付加価値型農業の実践 ③ 農業生産条件の強化 ④ 担い手への農地集積 ⑤-1 担い手への農作業の委託 ⑤-2 担い手への農作業の委託 →上記要件のうち2つ以上を選択
	B要件	新規参加者（女性、若者、NPO法人等） ①-1 新規就農者の確保（ア） ①-2 新規就農者の確保（イ） ② 地場農産物の加工販売 ③ 消費・出資の呼び込み →上記要件から1つを選択
	C要件	集団的かつ持続可能な体制整備



**ア 農用地等保全体制整備**

農用地等保全体制整備については、体制整備に向けた取組の活動範囲、面積等を示した図面を作成し、活動を実践することとされており、県内では581協定（54.5%）で実施されている。

取組項目	協定数
① 農地法面、水路・農道等補修・改良	467
② 既耕作放棄地復旧又は林地化	1
③ 農作業の共同化又は受委託等	61
④ 自己施工の箇所、整備内容、受益農地	1
⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	4
⑥ その他将来に向けた適正な農用地保全に必要な事項	91

**【評価結果】**

98. 1%の協定集落で活動計画に則した実施が見込まれており、そのうち53集落（9.2%）では着実な実施（目標以上の達成）見込まれる。

また、1.9%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

項目	計	◎	○	△	×
農用地等保全体制整備	581	53 (9.2%)	517 (88.9%)	11 (1.9%)	0 (0%)

【指導・助言の内訳（複数回答）】 (対象：11集落協定)

区 分	協定数
話し合い活動の充実	7
非農家等多様な人材の参画推進	5
市町村・JA等との連携強化	3
共同取組活動の充実	4

## イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動 (A要件、B要件、C要件)

【評価結果】

A要件は、選択した協定の90.9%が目標の達成が見込まれ、9.1%の協定集落については、市町村からの指導・助言により目標達成が見込まれる。実施内容は、農業用大型機械の共同利用であった。

B要件は、選択した協定全てが目標の達成が見込まれる。実施内容は、集落内に女性認定農業者がおり、不在地主農地の作業委託を行う等である

C要件は、選択した協定の98.6%が、目標の達成が見込まれ、1.4%の協定集落については、市町村からの指導・助言により目標達成が見込まれる。

体制整備のための前向きな活動としては、A要件、B要件が望ましいが、C要件についても協定参加者間で課題等の話し合いの促進につながっている。

項目		計	◎	○	△	×
農業生産活動等の継続に向けた取組	A要件	11	2 (18.2%)	8 (72.7%)	1 (9.1%)	0 (0%)
	B要件	9	1 (11.1%)	8 (88.9%)	0 (0%)	0 (0%)
	C要件	571	16 (2.8%)	547 (95.8%)	8 (1.4%)	0 (0%)

【指導・助言の内訳（複数回答）】 (対象：9集落協定)

区 分	協定数
話し合い活動の充実	6
非農家等多様な人材の参画推進	2
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	2
地域外者等との連携強化	1
活動内容の再検討（活動項目）	1
活動内容の再検討（達成目標）	1
共同取組活動の充実	1



#### (4) 加算措置の進捗状況

加算措置については、県内集落で実施されており、下記取組を行う協定集落に対し交付額に加算措置を講じる。

集落連携・機能維持加算	
【集落協定の 広域化支援】	複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算
【小規模・ 高齢化集落支援】	本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算。 ※当該加算は進捗状況を評価する類のものではないため評価対象外
超急傾斜農地保安全管理加算	
超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算	

#### 【評価結果】

集落連携・機能維持加算には1協定が取り組んでおり、着実な実施が見込まれている。

超急傾斜農地保安全管理加算は、94.4%が、目標の達成が見込まれ、5.6%の協定集落については、市町村からの指導・助言により目標達成が見込まれる。

項目	計	◎	○	△	×
集落連携・機能維持加算	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
超急傾斜農地保安全管理加算	71	0 (0%)	67 (94.4%)	4 (5.6%)	0 (0%)

#### 【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：4集落協定）

区 分	協定数
話し合い活動の充実	3
非農家等多様な人材の参画推進	2
活動内容の再検討（活動項目）	1
活動内容の再検討（加算措置）	1
共同取組活動の充実	1
その他	1

## (5) 集落協定内での話し合いの状況

集落協定内での話し合いの状況については、年間の話し合いの回数から、共同取組活動や交付金の交付に必要な話し合いを実施しているかで評価する。

### 【評価結果】

94.5%の集落協定で本制度の実施に必要な話し合いが行われており、そのうち106の集落で第4期対策から回数が増加している。

また、残りの1.9%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

項目	計	◎	○	△	×
集落協定内での話し合いの状況	1066	106 (10.0%)	901 (84.5%)	59 (5.5%)	0 (0%)

### 【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：59集落協定）

区分	協定数
共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）	47
協定参加者の意向把握	50
農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）	8
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	7
地域外者等との連携強化	3
近隣集落等との連携強化	6
非農家等多様な人材の参画促進	1
組織的な営農活動の導入	1

## (6) 集落戦略への取組状況

集落戦略の取組状況については、集落の農業生産活動の状況を客観的に捉え、集落戦略作成に向けた取組の必要性を認識（判断）しているかで評価する。

### 【評価結果】

46.7%の集落協定で集落戦略作成に向けた取組の必要性を認識しており、そのうち28の集落で作成し同戦略の実現に向けて実施中または実施を検討している。残りの53.3%の協定集落については、集落戦略作成に向けた取組の必要性は認識しているが、集落戦略の作成は困難である。

項目	計	◎	○	△	×
集落戦略の取組状況	1066	28 (2.6%)	470 (44.1%)	568 (53.3%)	0 (0%)

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：568集落協定）

区 分	協定数
共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）	92
協定参加者の意向把握	401
農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）	117
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	88
地域外者等との連携強化	9
近隣集落等との連携強化	172
非農家等多様な人材の参画促進	34
組織的な営農活動の導入	4
その他	36

### (7)総合評価

90.7%の取組で目標の達成が見込まれる。また9.3%の取組については、市町村からの指導・助言により目標が達成される見込みである。

なお、農業生産活動等として取り組むべき事項で、1集落が達成困難となり、全額遡及返還となった。

（協定数）

取り組むべき事項	主な内容	◎ 優良	○ 適当	△ 要指導 助言	× 返還等	合計	
集落マスタープランの実践	5年間の具体的活動計画の実践	70	978	18	0	1066	
活動等の進捗状況	農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況	耕作放棄の防止等の活動	131	921	13	1	1066
		水路・農道等の管理	226	836	4	0	1066
		多面的機能を増進する活動	129	914	23	0	1066
	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	農用地等保全体制整備	53	517	11	0	581
		A要件	2	8	1	0	11
		B要件	1	8	0	0	9
	加算措置の進捗状況	C要件	16	547	8	—	571
集落連携・機能維持加算		—	1	0	—	1	
	超急傾斜農地保全管理加算	—	67	4	0	71	
集落協定内での話し合いの状況		106	901	59	0	1066	
集落戦略への取組状況		28	470	568	0	1066	
合 計		762	6168	709	1	7640	
割 合 (%)		10.0	80.7	9.3	0.0	100	

### 3 個別協定に係る評価

平成29年度現在で個別協定を締結している11協定について活動項目別に評価を行った。

活動項目	区分	実施時期
利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託	必須	毎年実施
農業生産活動等として取り組むべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の防止等の活動</li> <li>・水路・農道等の管理活動</li> <li>・多面的機能を増進する活動</li> </ul>	選択	毎年実施
利用権の設定等として取り組むべき事項	選択	平成31年度までに実施
加算措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模・高齢化集落支援加算</li> <li>・超急傾斜農地保全管理加算</li> </ul>	選択	毎年実施

注：本県では、個別協定で加算措置を選択している協定はない。

#### 【評価結果】

全ての個別協定で、活動に則した実施が見込まれている。

項目	計	◎	○	△	×
利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託	11	0 (0%)	11 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
耕作放棄の防止等の活動	6	0 (0%)	6 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
水路・農道等の管理	2	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
多面的機能を増進する活動	3	0 (0%)	3 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
利用権の設定等として取り組むべき事項(受託面積の増加)	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

## IV 制度の評価（成果と課題）

協定集落、市町村に行った中間年評価の結果を踏まえ、その成果と課題を検証する。

### 1 農業生産体制

耕作放棄地の発生防止に対する農業者の意識の向上、住民相互の連携が図られ、各協定集落において農業生産活動、水路・農道の維持管理や鳥獣害対策などの多様な共同取組活動が継続的に行われていることから、耕作放棄地の発生防止に一定の効果をあげているものと考えられる。また、活動を推進するにあたり集落内での合意形成が必要なことから、話し合いの機会が増え、集落の活性化にもつながっている。

農業生産活動や景観作物の作付け、周辺林地の管理などの取組が着実に実施されていることを踏まえると、協定集落の有する多面的機能の維持に一定の効果をあげているものと考えられる。

各協定共通の課題としては、高齢化等による後継者不足が顕著であるため、新規就農者や非農家等の多様な人材の参画など、新たな担い手の発掘を検討する必要がある。

### 2 所得形成

所得形成については、付加価値を付けるため減農薬米栽培への取組と米の生産コスト削減の取組を行っている集落やトウモロコシのブランド化により農業意識が高まり、少しでも収益のあがる農作物の栽培に積極的に取り組むようになった集落があり、一定の効果を上げているものと考えられる。

また、棚田等を活用したオーナー制の農業体験などの取組が見られ、都市農村交流等の取組も見られる。

しかし、集落組織の大半は農用地の維持管理が主であり、協定者の高齢化もあることから、所得増を目指した取組についての動きは鈍く、所得形成の意識醸成は十分とは言えない。

今後の課題として、手間がかからず、所得向上が望める作物の栽培等を検討していく必要がある。

### 3 集落維持

集落協定で80.4%、市町村で94.4%が、本制度に取り組むことにより「協働意識」が取り組む前に比べて一定程度高まったと回答している。

[アンケート結果]

区 分	集落協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
取り組む前に比べて大いに高まった。	175	16.4	6	8.5
取り組む前に比べて一定程度高まった。	682	64.0	61	85.9
取り組む前と変わらない。	195	18.3	4	5.6
取り組む前よりも意識が低下した。	14	1.3	0	0
合 計	1,066	100	71	100

※「協働意識」：集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識

基礎的な集落コミュニティを支えていくためには、担い手となる地域人材の確保が必要不可欠で、地域内の人材育成や掘り起しを進めるなど、外部人材を活用するなど、地域人材の確保を図る必要がある。地域人材の育成には、地域づくり人材の育成のための研修、塾等の開催や若者向けの人材育成プログラム等の機会を提供し、これまで地域活動の中心を担ってきた人材に代わる若い人材の育成を進めていくことが考えられる。

一方、ほとんどの組織で、多面的機能の維持取組は積極的に行われており、農用地を含めた施設等の維持は保持されている。また、共同活動により一定の集落コミュニティの活性化は図られている。しかしながら、今後は組織の高齢化が進み、更なる共同取組活動が求められることから、各集落が受託組織の基盤を固めていけるよう制度を更新していくことが望ましいと考えられる。

### 4 行政取組等の評価

行政の取組等については、協定参加者の高齢化に伴い、各種事務支援等が必要不可欠となった協定が増え、市町村担当者が支援を行っている。また、市町村が行った具体的な支援としては、協定書や交付事務の書類の作成支援が多く、それにより協定役員の負担軽減が図られ、取組意欲向上に繋がっている。

一方、市町村が主体となり、事業の推進や執行及び実施状況の確認等が適切に行われており、耕作放棄地の発生防止や農村環境の保全に寄与している。また、事務支援や活動への指導・助言を行うことで協定の維持が図られており、今後も必要と考えられる。

県としては、市町村等と連携し、協定農用地面積の拡大支援や交付金の早期交付及び事務支援を実施しており、積極的な共同取組活動に繋がっていると考えられる。また、超急傾斜農地保全管理加算については、平成 29 年度に制度の要件緩和等があり、平成 28 年度から 17 集落、90ha の増加に繋がっている。

集落戦略の作成が 31 年度まで延長される予定のため、引き続き制度の周知や取組の推進を積極的に働きかけていく。

## 5 制度全体の総合的評価

---

この中山間地域農業直接支払事業は、荒廃しつつある集落の農地を維持するにあたって、非常に貴重な財源であるため、今後も継続されることが望まれる。しかしながら、期を追うごとに、体制整備や集落戦略の作成など、高齢化や担い手が不足する集落においては厳しい条件が多くなっているため、条件が緩和されない限り取り組みが困難になることが予想される。

また、本事業は遊休農地の発生抑制に一定程度の効果が認められるが、これのみで直ちに担い手不足を解消できるものではない。本制度により優良農地を極力保全し、後継者の確保を地道に行っていく必要がある。

今回のアンケートで、99.0%の協定集落、全ての市町村から本事業の継続要望が寄せられており、今後も中山間地域の活性化や多面的機能の維持を図っていく上で、本事業の継続は必要不可欠と考える。

## V 今後の対応

### 1 本事業の継続要望

本事業があることで、集落が自分たちで農地を守っていこうという意識が醸成されている。また、集落の将来像や今後の農業についての関心が高まり集落間における話し合いも増加している。今後も中山間地域の活性化や多面的機能の維持を図っていく上で、本事業の継続は必要不可欠と考える。

こうしたことから本県としても、第3期長野県食と農業農村振興計画において平成30年度より展開する施策に本事業を位置付けたところであり、今後も引き続き国に対し事業継続要望を行っていく。

[アンケート結果]

区 分	協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
現行の制度のまま、継続する必要がある。	856	79.5	44	62.0
制度を一部見直した上で、継続する必要がある。	210	19.5	27	38.0
必要ない。	11	1.0	0	0
合 計	1,077	100	71	100

### 2 課題への対応

#### (1) 高齢化への対応

協定集落の高齢化への対応は、喫緊の課題である。このことは、今回の中間年評価において多くの協定集落、市町村から指摘があったところである。

##### ア 事業の周知及び取組への誘導

今回の中間年評価では、農業生産活動等の継続が困難なケースが発生した場合の体制構築を要件とするC要件について、集落の高齢化を見据えた事前予防策として積極的に有効活用されることが望ましい。

また、平成28年度から、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が集落戦略を作成した場合、当該農地のみでの交付金の遡及返還となるため、制度について幅広く周知を行い、集落戦略作成を働きかけて協定集落の維持・体制強化を促進していく。



#### イ 関係機関・施策の連携による担い手の確保

協定参加者の高齢化や役員の高齢化に伴う担い手確保の必要性については、多くの声が寄せられたところである。こうしたことから、今後も引き続き若い世代の確保や集落営農組織の育成などについて、集落、農業団体、行政が連携しながら取り組んでいくこととともに、担い手の育成・確保を目的とした関係施策も含め、集落における取り組みを総合的に支援していく。

#### ウ 事業の改善要望

本事業の複雑な事務手続きや事業内容の簡素化等については、多くの声が寄せられ、高齢化を踏まえ、事務手続きを担える人材が不足し、制度の簡素化、事務手続きと手続きの簡素化の要望が強く、より取り組みやすい事業となるよう国へ要望していく。

また、ある市町村からは、当初中山間地域の耕作不利地に対する交付金制度だったものが、期を進めるごとに大規模農家や集約された農地に有利な制度に変わりつつあるとの指摘もあった。

#### (2) 取組活動の活性化

今回の中間年評価では、本事業をきっかけとし、協定集落内の将来に向けた話し合いを持つことで、集落活動への住民意識の高まりや農作業の共同化、都市農村交流へ取り組むなどの独自のステップアップを図っている協定集落が見られた。

また一部の協定集落においては、現在都市農村交流に取り組んでいないが、今後取組予定、又は取り組みたいとの新たな芽も生まれつつある。

こうしたことから、上記のような主体性を持った協定集落で、地域の牽引役としてモデル的な事例となりうる取り組みについて、今後、県としても必要な支援を行っていく。

また、このような事例を他の地域に周知して、多様な取組につなげていくことで、本県における元気な農業・農村づくりを推進していく。